

5 . 会費滞納会員の取扱い

定款第 12 条にもとづき，平成 16 年度からの会費滞納者 684 名を，本総会において除名する。

[付] 定款第 12 条

会員が次の各号の一つに該当するときは，総会の議決を経て，会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ，または本会の目的に反する行為のあったとき